

**第78回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

事業報告

- ▷ 会計監査人に関する事項
- ▷ 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及びその運用状況の概要

連結計算書類

- ▷ 連結株主資本等変動計算書
- ▷ 連結注記表

計算書類

- ▷ 株主資本等変動計算書
- ▷ 個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

阪和興業株式会社

事業報告

▷ 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
イ. 当事業年度に係る報酬等の額	90百万円
ロ. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	95百万円

(注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積の算定根拠などを確認し、審議した結果、これらについて妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する監査報酬等の額と、金融商品取引法に定める監査に対する監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債発行における監査人から引受事務幹事証券会社への書簡（コンフォートレター）作成についての報酬及びタイルPE.TAX申告のための調査業務の報酬等を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該議案を株主総会に提案いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

▷業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及びその運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制に関しまして、取締役会において以下のとおり決議しております。

＜内部統制システムの構築・運用に関する基本方針＞

- (1) 当社及び当社の子会社からなる企業集団（以下、阪和興業グループという。）の取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①社是・社訓等当社企業理念に基づき阪和興業グループの企業倫理規範、企業倫理行動基準等を制定する。
 - ②当社はコンプライアンス委員会を設置し、同委員会は阪和興業グループの全役職員に対してコンプライアンス・マニュアルをいつでも閲覧可能な状況に供することを原則として内容の周知徹底を図りその実効性を確保する。
 - ③阪和興業グループの全役職員を対象とするコンプライアンスに関する相談窓口（コンプライアンス委員及び社外弁護士）を設け、問題発生の際の直接通報制度を確保するとともに、係る報告をしたことを理由として情報提供者が不利な取扱いを受けないことを保障する。また、不適切な事態に陥った際には、社会に対して迅速かつ確かな情報開示と説明義務の遂行を果たすとともに、徹底した原因究明と再発防止に努める。
 - ④市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等と連携し毅然とした態度で臨み、断固としてこれらとの関係を遮断する。
- (2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①当社は取締役の職務執行に係る情報を適正に書面又は電子文書（以下、文書という。）に記録し、法令及び当社の定める文書管理規則に基づき保存及び管理する。
 - ②文書事務責任者は保存文書の紛失・破損等に留意し、必要な場合は施錠等（パスワード等によるアクセス制限を含む。）により、適正に管理する。
- (3) 阪和興業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①当社は、阪和興業グループにおける全てのリスクの把握に努め、当該リスクをコントロールするために適切な対応策を講じるようにリスクマネジメント基本方針を定める。リスクマネジメント部は、関係部署と連携し個別リスクごとにリスクを管理し、対応策のモニタリングを行う他、定量的に把握可能なリスクについては、定期的にグループ全体のリスク量を把握し、適宜経営会議、社長及び取締役会に報告を行う。
 - ②当社の取締役、執行役員、理事、各部門長及び子会社の社長は審査部と連携し、各担当部署及び各子会社に与信管理規程及び営業部門業務規程の適正な運用を周知徹底させることにより営業リスクを管理し、その軽減を図るものとする。また、当社は新規事業及び投融資案件並びに特殊なリスクが懸念される取引の審査機関として、投資等審査委員会を設置し、阪和興業グループにおける投資等のリスクを審査し、審査結果を各決裁者に報告する。
 - ③当社はコンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ及び貿易管理等について、総務部、情報システム部、品質安全環境管理部、リスクマネジメント部、法務部及び審査部等が連携し、社内規程・マニュアル等に基づき各担当部署がそのリスクを管理する。また、コンプライアンス委員会、安全保障貿易管理委員会等の各種委員会が諮問機関となり各担当部署への指導・啓蒙を行い、必要に応じて社外弁護士等からのアドバイスを受ける。
 - ④当社は関係部署同士が連携して阪和興業グループのリスク管理の周知徹底を図るため、必要な教育・啓蒙を行う。

- ⑤阪和興業グループのリスク管理の実効状況を検証するため、監査部は当社の国内外拠点、国内外グループ会社等に対し監査部によるリスクアセスメントにより予め定めた監査計画に基づきモニタリングを行い、適宜経営会議、社長及び取締役会に内部監査報告を行う。
- ⑥当社は会社情報の開示に関して、ディスクロージャー規程を定めるとともに、ディスクロージャー委員会が開示情報の重要性・妥当性の判断を行うことにより公正かつ適時・適切な情報開示を進める。
- ⑦当社はグループ会社管理規程及びグループ会社財務管理規程に基づき、当社のグループ会社について適切な権限管理体制や報告体制を構築することで、当社の子会社に係るリスクを適正に管理する。
- ⑧当社は各部門及びグループ会社ごとに、業務手順に内在するリスクの洗い出しや各リスクに対する対応策の整理等を行い、業務リスクを適正にコントロールするための活動（HKQC活動＝Hanwa Knowledge Quality Control）を監査部がモニタリングする。

(4) 阪和興業グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は取締役会を原則月1回開催し、阪和興業グループにとっての重要な経営の立案及び業務執行の監督を行う。また、経営会議を原則月2回開催し、経営に関する重要事項を協議・決定する。さらに取締役は、取締役会付議基準に則り阪和興業グループの経営判断に係る重要な事項を取締役に議案として上程する。
- ②当社は当社の子会社にその業務執行状況の報告を毎月させるとともに、東京本社、大阪本社、名古屋支社の各店で原則月1回開催する各営業部門の月次報告会において、一部を除いた国内子会社も含めて報告を受け、阪和興業グループの営業の方向性、効率性及び内在するリスクの有無等を検証する。
- ③当社は中長期的な経営戦略を実現するために、中期経営計画や年次経営計画を策定するとともに、各業務部門及び子会社を対象とした定期的な目標会議の運営等を通じて、業務の評価及び業務の遂行状況のチェック等（計画の見直しや計画達成のための方法の変更等を含む。）を行い、職務執行の推進を図る。
- ④当社は社長を委員長とし、助言役としての社外取締役及び社外監査役を含む委員にて構成される役員評価委員会を年2回以上開催し、会長、社長及び社外取締役を除く業務執行取締役・執行役員からのコミットメントの評価及び役員相互評価を受けて総合評価を行う。その結果に基づき、過半数の委員が社外取締役及び社外監査役で構成される役員報酬委員会にて取締役の報酬を含む役員報酬案を、役員指名委員会にて取締役の委嘱を含む役員人事案を、それぞれ決定して取締役会に答申する。

(5) 阪和興業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社はグループ会社管理規程に基づき、当社と当社の子会社が相互に連携し円滑な経営を遂行することで、総合的な事業の発展を図る。
- ②当社の管掌部門もしくは管掌役員は国内及び海外の子会社の業務状況を把握し、関係部署はその適切な業務執行をサポートするとともに、業務の包括的な管理を行う。
- ③当社は常勤監査役、子会社監査役、監査部及び経営企画部の関係者等より構成されるグループ会社監査役連絡会議を適時開催し、当社及び子会社の監査等に関する情報交換を行い、その共有化を図る。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査役の職務を補助すべき使用人として若干名の使用人を置く。当該使用人は監査役からの要請に応じて調査・報告等を行い、常に監査役との提携を図る。また、当該使用人が監査役より指示・命令を受けた事項については、取締役等からの指揮命令を受けない。

- (7) 阪和興業グループの取締役、執行役員、使用人及び子会社監査役が当社監査役に報告するための体制その他当社監査役への報告に関する体制
- ①阪和興業グループの取締役、執行役員、使用人及び子会社監査役は法定の事項に加え、重大なリスクの発生及び法令・定款違反について当社の監査役に報告する。また、コンプライアンス委員会委員長はコンプライアンスに関する相談窓口への相談の概要等コンプライアンス上の重要な事項について当社の監査役に報告する。
取締役及び執行役員は、取締役会、経営会議その他重要な会議において、業務執行の状況及び重要な意思決定について監査役に報告する。
 - ②当社の監査役が報告を求めた事項については、阪和興業グループの取締役、執行役員、使用人及び子会社監査役等は迅速かつ的確に対応する。
 - ③監査部は予め定めた監査計画に基づき実行した内部監査の状況を適宜監査役に報告するとともに、必要な場合には監査役の求めに応じて、追加の調査・報告を行う。
 - ④当社は阪和興業グループの取締役、執行役員、使用人及び子会社監査役が前3号に掲げる報告及び対応を行ったことを理由として、当該報告者及び対応者に対して不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (8) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①当社の監査役は取締役、執行役員及び使用人と適宜意見交換を行い、必要に応じて取締役会に対し意見表明を行う。また、会計監査人から会計監査に関する説明を受けるとともに意見交換を行うなど連携を図る。
 - ②当社は監査役が取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、各業務部門及び当社の子会社の調査等を行い得る体制を整備する。
 - ③当社は監査役が職務執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合は、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払いまたは償還等の処理をする。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制（財務報告に係る内部統制システムについて）
- ①阪和興業グループは財務報告に係る内部統制基本方針書に基づき、財務報告に係る内部統制の評価及び報告を適切に実行し、内部統制報告制度の効率的、実効的な運用を図る。
 - ②阪和興業グループの財務報告に係る内部統制の構築及び運用は経営会議がこれを統轄する。経営会議の直轄組織として設置する監査部は、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の検証・評価を行い、その結果を経営会議に報告する。これを踏まえ、経営会議は必要に応じて是正を行う。
 - ③内部統制委員会は経営会議より委託を受けた阪和興業グループの内部統制の課題を検討し、その結果を経営会議に報告する。また、監査部が実施する阪和興業グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の検証・評価について助言・支援を行うとともに、内部統制報告書について経営会議に対して意見を述べる。

＜業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要＞

① コンプライアンスに関する取組みについて

当社は、2003年4月に企業倫理理念、企業倫理規範及び企業倫理行動基準を定め、さらに2006年4月にはコンプライアンス・マニュアルを作成し、原則として当社グループの全役職員に対して、いつでも閲覧可能な状態に供し、内容の周知徹底を図るなどコンプライアンス体制の整備に注力してきました。当期においても、グループ会社を含めたコンプライアンス体制の構築を目指し、海外子会社等も含めた当社グループの全役職員にコンプライアンス・マニュアルの周知徹底を図るなど、引き続きコンプライアンス体制の拡充に努めました。また、当社は2024年4月にコンプライアンス・マニュアルを第6版に改定しております。

② リスク管理への取組みについて

当社は、当社グループを取り巻く様々なリスクの中から、特に当社経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるリスクを重要リスクと位置づけ、リスクを専門的に管理する部署としてリスクマネジメント部を設置し、各リスクについて対応部署と連携し実効的に管理できるよう、必要な方針の策定や規程等の整備を行い、グループ全体の統合的なリスクマネジメント体制を構築しております。さらに、新規事業・投融資案件・特殊なリスクが懸念される取引、環境、災害、情報セキュリティ及び貿易安全保障上のリスクについては、諮問機関として各種委員会を設け、その対応をサポートする体制を取っております。

2020年6月に安全衛生管理規程（建設・製造業等）を制定し、当社グループの建設・製造事業等における労働災害の防止と、コンプライアンスの徹底及びそれに関わる当社のリスク回避に努めています。さらに、当社が提供する製品・サービスにおける「品質管理」に焦点を絞り、品質リスクの回避及び品質管理レベルの継続的向上を目的として品質管理規程を制定しています。

また、大規模災害の発生に備え策定したBCP（Business Continuity Plan）について、適宜見直しを行っております。

③ グループ管理への取組みについて

当社は、グループ会社管理規程等を策定し、当社グループ会社における適正な権限管理体制や報告体制を構築するとともに、経営企画部にグループ支援課を設置し、効率的、実効的なグループ管理体制の整備を進めております。当期において、さらなるグループ会社へのガバナンス強化のため、グループ会社管理規程を改定し、グループ会社承認・報告基準の追加及び変更を行いました。

新たにグループ入りする企業に対しては、HKQC活動の導入を支援し、実効性を高めることにより、当社グループ全体の内部統制レベルの向上を推進しています。

また、当社監査役とグループ会社の監査役が情報共有できる場として、グループ会社監査役連絡会議を設けており、当期において当該会議を1回開催しました。

④ 取締役の職務執行について

当社は、取締役会規則等に基づき取締役会を原則月1回、経営会議を原則月2回開催することとしており、取締役会では法令や定款等に定められた事項や執行役員も含めた経営会議での協議を経た経営に関する重要事項を決定しております。当期において取締役会を16回、経営会議を24回開催しております。また、取締役会は、各取締役から当社グループにおける業務執行等に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行っております。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等について

当社グループの取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の監査役は法定の事項に加え、重大なリスクの発生及び法令・定款違反が起こった場合には、その事象を当社の監査役に適時報告す

る体制を取っております。

コンプライアンス委員会委員長はコンプライアンスに関する相談窓口への相談の概要等コンプライアンス上の重要な事項について当社の監査役への報告体制を確保しております。取締役及び執行役員は、取締役会、経営会議その他重要な会議において、業務執行の状況及び重要な意思決定について監査役に報告しております。監査部は、リスクアセスメントに基づいて監査計画を立案し、当該監査計画に基づいて実施した監査結果を適宜監査役に報告しております。代表取締役、各部門を統轄する取締役及び執行役員は、個別に監査役及び社外取締役と面談し、様々な事項について情報交換を行っております。

また、上記の報告体制に基づく情報収集に加え、監査役は定期的に社外取締役と意見交換を行い、会計監査人の定期報告などを受け、当社グループ会社などの往査を実施することで、当社の業務執行を監査する上での実効性を高めております。

なお、当社は監査役による独自の調査等その職務の遂行を補助すべき使用人2名（兼任）を選任しており、監査役による監査・監督をサポートする体制を確保しております。

当期においても、引き続き上記の体制を維持し、監査役監査の実効性を確保しました。

連結計算書類

▷ 連結株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	45,651	1,301	260,959	△3,662	304,249
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△8,307		△8,307
連 結 範 囲 の 変 動			764		764
持分法の適用範囲の変動			△646		△646
親会社株主に帰属する当期純利益			45,482		45,482
自己株式の取得				△2,001	△2,001
自己株式の処分		80		70	150
連結子会社株式の取得による持分の増減		2			2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	83	37,292	△1,930	35,445
当 期 末 残 高	45,651	1,384	298,252	△5,593	339,695

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	27,511	630	1,966	14,427	2,426	46,962	5,553	356,765
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△8,307
連 結 範 囲 の 変 動								764
持分法の適用範囲の変動								△646
親会社株主に帰属する当期純利益								45,482
自己株式の取得								△2,001
自己株式の処分								150
連結子会社株式の取得による持分の増減								2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,634	206	△25	2,832	19	△3,601	860	△2,740
当 期 変 動 額 合 計	△6,634	206	△25	2,832	19	△3,601	860	32,704
当 期 末 残 高	20,876	836	1,941	17,260	2,446	43,360	6,414	389,470

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

▷ 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社数	62社
主要な連結子会社の名称	HANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD. HANWA STEEL SERVICE MEXICANA, S.A.DE C.V. HANWA AMERICAN CORP.

なお、HANWA MEXICANA, S.A.DE C.V.、広州阪和貿易有限公司及びHANWA ITALIA S.R.L.については、連結計算書類に与える影響が重要になったため、シンクス(株)については、新たに株式を取得したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。また、日鴻不銹鋼(上海)有限公司については、保有持分を売却したため、ハローズ(株)については、保有株式を売却したため、当連結会計年度に連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	(株)マルゴ福山水産
--------------	------------

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、その総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の観点から、いずれも小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えないと認められるので、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数及び持分法を適用した非連結子会社の名称

持分法を適用した非連結子会社数	13社
持分法を適用した主要な非連結子会社の名称	HANWA (KOREA) CO., LTD. HANWA (MALAYSIA) SDN. BHD.

(2) 持分法を適用した関連会社数及び持分法を適用した関連会社の名称

持分法を適用した関連会社数	17社
持分法を適用した主要な関連会社の名称	SAMANCOR CHROME HOLDINGS PROPRIETARY LTD. SMC TRADING INVESTMENT JSC.

なお、PT. GARUDA YAMATO STEELについては、新たに株式を取得したため、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称等

非連結子会社（HANWA EUROPE B.V.他）及び関連会社（熱金鋼業(株)他）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の観点から、いずれも小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えないと認められるので、持分法は適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

連結子会社名	決算日
HANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD.	2月末日
HANWA AMERICAN CORP.	2月末日
阪和(香港)有限公司	2月末日
台湾阪和興業股份有限公司	2月末日
PT. HANWA INDONESIA	2月末日
HANWA STEEL SERVICE MEXICANA, S.A. DE C.V.	12月末日
PT. HANWA STEEL SERVICE INDONESIA	12月末日
HANWA STEEL CENTRE (M) SDN. BHD.	12月末日
HANWA STEEL SERVICE (THAILAND) CO., LTD.	12月末日
阪和鋼板加工(東莞)有限公司	12月末日
長富不銹鋼中心(蘇州)有限公司	12月末日
HANWA SMC STEEL SERVICE HA NOI CO., LTD.	12月末日
PT. HANWA ROYAL METALS	12月末日
SEATTLE SHRIMP & SEAFOOD COMPANY, INC.	12月末日
HANWA CANADA CORP.	12月末日
HANWA THAILAND CO., LTD.	12月末日
HANWA METALS (THAILAND) CO., LTD.	12月末日
HANWA VIETNAM CO., LTD.	12月末日
HANWA MEXICANA, S.A.DE C.V.	12月末日
HANWA UK LTD.	12月末日
広州阪和貿易有限公司	12月末日
HANWA ITALIA S.R.L.	12月末日
阪和(上海)管理有限公司	12月末日
HANWA REINSURANCE CORP.	12月末日

連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

評価基準 … 償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

評価基準 … 時価基準

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

評価基準 … 原価基準

評価方法 … 移動平均法

② デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務

評価基準 … 時価基準

- ③ 棚卸資産
評価基準 … 原価基準
(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
評価方法 … 主として移動平均法又は個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く。）
主として定額法
- ② 無形固定資産（リース資産を除く。）
定額法
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法
- ③ リース資産
・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 製品保証引当金
販売済製品に係る一定期間の無償補修費の支出に備えるため、過去の実績率に基づき計上しております。また、一部の子会社で個別に発生額を見積もることができる費用については、その見積額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、鉄鋼を中心にプライマリーメタル、リサイクルメタル、食品、エネルギー・生活資材、住宅資材及び機械等各種商品を主として、さらに鋼材加工、リサイクル金属加工等を通じた商品の販売により収益を得ております。

当該販売については、顧客に引き渡された時点又は検収時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売のうち、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間である取引については、出荷時点で収益を認識しております。

また、鉄鋼事業のうち、建設工事等の一部取引については、請負工事契約により収益を得ております。

当該請負工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、顧客と取り交わした進捗状況に関する確認書類に基づくアウトプット法、又は報告期間末日までに発生した工事原価が予想される工事原価の合計に占める割合に基づくインプット法により行っております。

取引価格は顧客との契約に従っており、重要な変動対価を含む契約はありません。

また、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね６ヶ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

履行義務の識別に際し、当社グループが当事者として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、顧客に対する商品又はサービスの提供についての主た

る責任の有無、在庫リスクの負担の有無、販売価格設定における裁量権の有無等を考慮しております。

また、当社グループが代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から売上原価を控除した純額で収益を表示しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社では、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を固定負債の「退職給付に係る負債」（ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には投資その他の資産の「退職給付に係る資産」）として計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、主にその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の「退職給付に係る調整累計額」に計上しております。

④ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

- a. ヘッジ手段 … 商品先渡取引
ヘッジ対象 … ニッケル等の輸入による棚卸資産及び予定取引
- b. ヘッジ手段 … 通貨金利スワップ取引及び為替スワップ取引
ヘッジ対象 … 在外子会社の持分
- c. ヘッジ手段 … 為替予約
ヘッジ対象 … 外貨建予定取引及び外貨建債権債務

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る商品価格変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

原則として5年間の定額法により償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外費用」に区分掲記しておりました「支払手数料」(当連結会計年度1,199百万円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 棚卸資産の内訳

商品及び製品	245,784	百万円
仕掛品	3,676	百万円
原材料及び貯蔵品	29,718	百万円
計	279,179	百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 借入金の担保に供している資産

担保資産	土地	1,591	百万円
	建物及び構築物	60	百万円
	計	1,651	百万円

当連結会計年度末現在、担保資産に対応する債務はありません。

(2) 取引保証金として差入れている資産

投資有価証券	7,079	百万円
--------	-------	-----

(3) 第三者の借入金に供している資産

投資有価証券	9,161	百万円
--------	-------	-----

3. 有形固定資産の減価償却累計額

75,967 百万円

4. 保証債務

連結会社以外の会社の銀行借入等に 対して保証を行っております。	6,940	百万円
------------------------------------	-------	-----

5. 受取手形（輸出手形含む）割引高、受取手形裏書譲渡高、電子記録債権割引高及び電子記録債権譲渡高

受取手形（輸出手形含む）割引高	1,705	百万円
受取手形裏書譲渡高	96	百万円
電子記録債権割引高	73	百万円
電子記録債権譲渡高	53	百万円

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める方法により算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

7. 「受取手形、売掛金及び契約資産」のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額、並びに「流動負債」の「その他」のうち、契約負債の金額は、連結計算書類「（収益認識に関する注記）3.（1）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

8. 消費貸借契約により貸付けている地金の時価	3,726 百万円
9. 消費貸借契約により借入れている地金の時価	3,726 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 42,332,640 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	4,066百万円	100.00円	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	4,240百万円	105.00円	2024年9月30日	2024年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり決議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,845百万円	120.00円	2025年3月31日	2025年6月27日

(リース取引に関する注記)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	519 百万円
1年超	6,932 百万円
計	7,451 百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、営業取引及び投融资活動等に必要な資金を主に銀行借入、社債及びコマーシャル・ペーパー発行により調達を行っております。一時的な余資は、安全性の高い金融商品で運用しております。

受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権は、取引先の信用リスクを有しており、「与信管理規程」に従い、管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に取引先を中心とした株式であり、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、適宜取締役会へ報告しております。

長期貸付金は、主に取引先に対するもので、信用リスクを有しており、「与信管理規程」に従い、管理を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務及び外貨建ての予定取引に係る為替変動リスクをヘッジすることを目的とした先物為替予約取引等（通貨スワップ取引を含む）、借入金の一部について金利変動リスクをヘッジすることを目的とした金利スワップ取引、商品相場の価格変動リスクをヘッジすることを目的とした商品先渡及び商品スワップ取引、在外子会社持分への投資に係る為替の変動リスクをヘッジすることを目的とした通貨金利スワップ取引及び為替スワップ取引であり、投機目的の取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価額のない株式等は、次表には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「1年内償還予定の社債」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	680	680	－
② 関連会社株式	3,787	1,630	△2,157
③ その他有価証券（株式）	46,170	46,170	－
④ その他有価証券（債券）	120	120	－
(2) 長期貸付金	19,888		
貸倒引当金（※1）	△139		
	19,748	19,745	△3
資産計	70,508	68,347	△2,161
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 社債	45,000	43,911	1,088
(2) 長期借入金	236,520	233,600	2,920
負債計	281,520	277,511	4,009
デリバティブ取引（※2）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	769	769	－
②ヘッジ会計が適用されているもの	△581	△581	－
デリバティブ取引計	188	188	－

（※1）一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（※3）市場価額のない株式等（連結貸借対照表計上額65,539百万円）は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券（株式）	46,170	—	—	46,170
其他有価証券（債券）	—	120	—	120
資産計	46,170	120	—	46,291
デリバティブ取引				
ヘッジ会計が適用されていないもの	△75	844	—	769
ヘッジ会計が適用されているもの	284	△865	—	△581
デリバティブ取引計	209	△20	—	188

(2) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	680	—	680
関連会社株式	1,630	—	—	1,630
長期貸付金	—	19,745	—	19,745
資産計	1,630	20,425	—	22,056
社債	—	43,911	—	43,911
長期借入金	—	233,600	—	233,600
負債計	—	277,511	—	277,511

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式の時価は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している社債等の債券については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、日本証券業協会が提示する価格を使用しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

通貨関連デリバティブ

為替予約取引、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引の時価は、期末日の先物為替相場に基づき算出しております。

金利関連デリバティブ

金利スワップの時価は、将来キャッシュ・フローを満期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

商品関連デリバティブ

商品先物取引及び商品スワップ取引の時価は、一般に公表されている期末指標価格に基づき算定された取引所会員等から提示された価格を使用しております。

デリバティブ取引については、レベル1の時価に分類される商品先物取引を除き、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							その他	合計
	鉄鋼事業	プライマリー メタル事業	リサイクル メタル事業	食品事業	エネルギー・ 生活資材事業	海外販売 子会社	計		
日本	938,688	83,926	154,829	106,568	265,869	2,123	1,552,006	128,093	1,680,100
アジア	114,693	78,553	38,146	8,534	113,739	351,840	705,508	1,427	706,935
その他	59,469	7,883	25,779	23,110	4,167	46,509	166,918	560	167,478
顧客との契約 から生じる収益	1,112,851	170,363	218,755	138,213	383,776	400,473	2,424,433	130,081	2,554,514

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅資材事業及び機械事業を含んでおります。
2. グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。
3. 外部顧客への売上高は、そのほとんどが顧客との契約から認識した収益であるため、その他の源泉から認識した収益については、顧客との契約から生じた収益に含めております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。

契約負債は、主としてサービスの提供時に収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の金額は次のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権	505,536 百万円
契約資産	2,261 百万円
契約負債（その他流動負債）	15,118 百万円

なお、当連結会計年度に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は8,788百万円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

期末日時点で充足されていない履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる時期は、以下のとおりであります。

1年内	54,702 百万円
1年超～3年以内	83,909 百万円
3年超～5年以内	35,431 百万円
5年超～10年以内	64,708 百万円
10年超	80,227 百万円
計	318,979 百万円

当該金額は、主に鉄鋼事業及びエネルギー・生活資材事業における商品販売契約、及び鉄鋼事業における請負契約に係るものであり、一時点で充足される履行義務については顧客の納品、出荷、又は検収等に応じて、一定の期間にわたり充足される履行義務については進捗に応じて収益認識する予定です。

なお、実務上の便法の使用を選択し、当初の予想期間が1年以内の契約について、期末日時点で充足されていない履行義務に配分した取引価格は、上記金額に含まれていません。また、上記取引金額には、重要な変動対価の金額の見積りは含まれていません。

上記以外の契約の中には、プライマリーメタル事業・リサイクルメタル事業において、取引価格が販売時点の市況価格に基づく長期の販売契約もありますが、当連結会計年度末時点で見積もる金額に対して将来に重要な戻し入れが生じる可能性があるため記載していません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	9,485円64銭
2. 1株当たり当期純利益	1,125円66銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類

▷株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	45,651	83	83	6,900	11	188,959	195,871	△3,662	237,943
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当				830		△9,137	△8,307		△8,307
圧縮記帳積立金の取崩					△4	4	－		－
当 期 純 利 益						35,138	35,138		35,138
自 己 株 式 の 取 得								△2,001	△2,001
自 己 株 式 の 処 分		80	80					70	150
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	－	80	80	830	△4	26,004	26,831	△1,930	24,980
当 期 末 残 高	45,651	163	163	7,731	7	214,964	222,702	△5,593	262,924

	評価・換算差額等				純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	27,109	△855	1,966	28,220	266,163
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△8,307
圧縮記帳積立金の取崩					－
当 期 純 利 益					35,138
自 己 株 式 の 取 得					△2,001
自 己 株 式 の 処 分					150
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△6,596	196	△25	△6,425	△6,425
当 期 変 動 額 合 計	△6,596	196	△25	△6,425	18,555
当 期 末 残 高	20,512	△658	1,941	21,794	284,719

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

▷個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

評価基準…償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

評価基準…原価基準

評価方法…移動平均法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

評価基準…時価基準

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

評価基準…原価基準

評価方法…移動平均法

② デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務

評価基準…時価基準

③ 棚卸資産

評価基準…原価基準

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

評価方法…移動平均法又は個別法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く。)

主として定額法

② 無形固定資産 (リース資産を除く。)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金

販売済製品に係る一定期間の無償補修費の支出に備えるため、過去の実績率に基づき計上しております。

④ 工事損失引当金

当事業年度末の受注工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を控除した金額を超過しているため、当該超過額は、「前払年金費用」として固定資産に計上しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、鉄鋼を中心にプライマリーメタル、リサイクルメタル、食品、エネルギー・生活資材、住宅資材及び機械等各種商品を主として、さらに鋼材加工、リサイクル金属加工等を通じた商品の販売により収益を得ております。

当該販売については、顧客に引き渡された時点又は検収時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売のうち、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間である取引については、出荷時点で収益を認識しております。

また、鉄鋼事業のうち、建設工事等の一部取引については、請負工事契約により収益を得ております。

当該請負工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、顧客と取り交わした進捗状況に関する確認書類に基づくアウトプット法、又は報告期間末日までに発生した工事原価が予想される工事原価の合計に占める割合に基づくインプット法により行っております。

取引価格は顧客との契約に従っており、重要な変動対価を含む契約はありません。

また、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね6ヶ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

履行義務の識別に際し、当社が当事者として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、顧客に対する商品又はサービスの提供についての主たる責任の有無、在庫リスクの負担の有無、販売価格設定における裁量権の有無等を考慮しております。

また、当社が代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から売上原価を控除した純額で収益を表示しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

- a. ヘッジ手段 … 商品先渡取引
ヘッジ対象 … ニッケル等の輸入による棚卸資産及び予定取引
- b. ヘッジ手段 … 通貨金利スワップ取引及び為替スワップ取引
ヘッジ対象 … 在外子会社の持分
- c. ヘッジ手段 … 為替予約
ヘッジ対象 … 外貨建予定取引及び外貨建債権債務

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る商品価格変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産		
(1) 取引保証金として差入れている資産	投資有価証券	6,445 百万円
(2) 第三者の借入に供している資産	投資有価証券	1,036 百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		17,472 百万円
3. 保証債務		
関係会社の銀行借入等に対し保証を行っております。		33,822 百万円
4. 受取手形（輸出手形含む）割引高		1,666 百万円
5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
短期金銭債権	58,486 百万円	
長期金銭債権	－ 百万円	
短期金銭債務	32,333 百万円	
長期金銭債務	－ 百万円	
6. 消費貸借契約により貸付けている地金の時価		3,726 百万円
7. 消費貸借契約により借入れている地金の時価		3,726 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
売上高	244,687 百万円
仕入高	114,559 百万円
その他の営業取引高	1,920 百万円
営業取引以外の取引高	3,334 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,949,904 株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式及び関係会社出資金評価損否認額	14,377 百万円
連結子会社との合併に伴う将来減算一時差異	2,812
土地買戻損失否認額	1,331
賞与引当金	1,161
減損損失否認額	928
投資有価証券及び出資金評価損否認額	629
その他	4,216
繰延税金資産小計	25,456
評価性引当額	△21,901
繰延税金資産合計	3,555

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	9,273 百万円
土地再評価差額金	893
その他	943
繰延税金負債合計	11,110
繰延税金負債の純額	7,555

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 役員等

(単位：百万円)

種類	氏名	職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	加藤 恭道	当社取締役会長	直接 0.1%	－	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注)	15	－	－
役員	中川 洋一	当社代表取締役社長	直接 0.0%	－	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注)	15	－	－

(注) 譲渡制限付株式報酬に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	7,050円52銭
2. 1株当たり当期純利益	869円66銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。